

平成28年(ワ)第159号
新安保法制違憲国賠請求事件

原告 外117名
被告 国

平成29年5月(2)日

準備書面(4)

(集団的自衛権の行使とその違憲性)

原告ら訴訟代理人

弁護士 吉田 良尚
弁護士 福崎 博孝
弁護士 中川 拓香
弁護士 中鋪 美香

長崎地方裁判所
民事部合議A係 御中

目次

第1 日本国憲法の公布と施行	3頁
第2 自衛隊の発足と政府の9条解釈	4頁
第3 政府による集団的自衛権の否定	4頁
第4 憲法解釈変更と平和安全法制整備法等の成立	5頁
第5 本件改正が憲法9条違反であること	6頁

(別紙)

自衛権についての従来の政府見解

①第19回・昭和29年4月6日・衆議院・内閣委員会・20号(甲A60)	8頁
②第21回・昭和29年12月22日・衆議院・予算委員会・2号(甲A61)	8頁
③第71回・昭和48年6月21日・衆議院・内閣委員会・32号(甲A62)	8頁
④第71回・昭和48年9月23日・参議院・本会議・37号(甲A63)	9頁

集団的自衛権についての従来の政府解釈

⑤第19回・昭和29年6月3日・衆議院・外務委員会・57号(甲A64)	10頁
⑥第31回・昭和34年3月16日・参議院・予算委員会・11号(甲A65)	10頁

⑦第34回・昭和35年3月31日・参議院・予算委員会・23号(甲A66)	11頁
⑧第61回・昭和44年3月5日・参議院・予算委員会・5号(甲A67)	13頁
⑨第68回・昭和47年5月12日・参議院・内閣委員会・11号(甲A68)	14頁
⑩第69回・昭和47年9月14日・参議院・決算委員会・5号(甲A69)	18頁
⑪昭和47年10月14日 参議院決算委員会政府提出資料「集団的自衛権と憲法との関係」(甲B1・55頁)	22頁
⑫第94回・昭和56年5月29日・答弁第32号・衆議院議員稻葉誠一君提出「憲法、国際法と集団的自衛権」に関する質問に対する答弁書(甲A70)	22頁
⑬第94回 昭和56年6月3日・衆議院・法務委員会・18号(甲A71)	23頁
⑭第98回・昭和58年2月22日・衆議院・予算委員会・12号(甲A72)	25頁
⑮第140回・平成9年2月28日・衆議院・予算委員会・21号(甲A73)	26頁
⑯第145回・平成11年5月20日・参議院・日米防衛協力のための指針に関する特別委員会・第9号(その1)(甲A74)	27頁
⑰第151回・平成13年5月9日・衆議院・本会議・28号(甲A75)	29頁
⑱第151回・平成13年7月10日・答弁第136号・衆議院議員土井たか子君提出ミサイル防衛構想、集団的自衛権に関する質問に対する答弁書(甲A76)	30頁
⑲第154回・平成14年5月9日・衆議院・武力攻撃事態への対処に関する特別委員会・5号(甲A77)	30頁
⑳第156回 平成15年3月21日・参議院・本会議・12号(甲A78)	30頁
㉑第156回・平成15年6月2日・参議院・武力攻撃事態への対処に関する特別委員会・9号(その1)(甲A79)	31頁
㉒第156回・平成15年7月15日・答弁119号・衆議院議員伊藤英成君提出内閣法制局の権限と自衛権についての解釈に関する質問に対する答弁書(甲A80)	31頁
㉓第156回・平成15年7月25日・参議院・外交防衛委員会・19号(甲A81)	
	32頁
㉔第159回・平成16年1月26日・衆議院・予算委員会・2号(甲A82)	32頁
㉕第159回・平成16年2月10日・衆議院・予算委員会・7号(甲A83)	36頁
㉖第159回・平成16年2月27日・参議院・本会議・7号(甲A84)	36頁
㉗第159回・平成16年6月18日・答弁第114号・衆議院議員島聰君提出政府の憲法解釈変更に関する質問に対する答弁書(甲A85)	37頁
㉘第173回・平成21年11月4日・衆議院・予算委員会・3号(甲A86)	38頁
元内閣法制局長官の見解	
㉙第189回・平成27年6月22日・衆議院・我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会・13号(甲A22)	40頁
㉚第189回・平成27年6月22日・衆議院・我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会・13号(甲A22)	46頁
㉛第189回・平成27年9月8日・参議院・我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会・17号(甲A49)	52頁

元最高裁長官・判事の見解

- | | |
|---|-----|
| ②朝日新聞2015年9月3日「9条解釈、変更するなら改憲が筋」元最高裁長官語る
(甲C5の19) | 60頁 |
| ③第189回・平成27年9月15日・参議院・我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会公聴会・1号(甲A53) | 61頁 |

第1 日本国憲法の公布と施行

- 1 1945（昭和20）年7月26日、米英中首脳の名において日本に降伏を求めるポツダム宣言が発表されたが、日本はこれを黙殺した。しかし、8月6日の広島市への原子爆弾投下、同月8日のソ連の対日宣戦布告と満州・朝鮮への侵攻、同月9日の長崎市への原子爆弾投下を経て、同月14日、天皇が終戦の詔書を発し、ポツダム宣言を受諾し、翌15日、天皇による玉音放送が行われた。9月2日、米国戦艦ミズーリ上で対連合国降伏文書への調印がなされ、ここに太平洋戦争は終結した。
- 2 1946（昭和21）年4月10日、女性に選挙権を認めた初めての衆議院総選挙が実施され、同年5月16日、第90帝国議会が召集された。同議会において、帝国憲法改正案が提出・審議され、8月24日、衆議院本会議で圧倒的多数により可決、貴族院での修正、貴族院本会議での可決を経て、10月7日、衆議院本会議で圧倒的多数により可決された。11月3日、日本国憲法は公布され、翌年5月3日、施行された。
- 3 日本国憲法は、前文で、「日本国民は、正當に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵澤を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する」と述べる。
- 4 また同じく前文で、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の關係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と述べる。
- 5 そして前文で述べたことを実現するため、9条1項で、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とし、日本国民が戦争や武力行使を永久に放棄することを定め、さらに同条2項で、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しな

い。国の交戦権は、これを認めない」とし、戦力の不保持、国の交戦権の否認を定めた。日本国憲法には、軍事に関する規定が存在しない。

6 以上のように日本国憲法は、平和に極めて高い価値を置き（平和主義）、平和主義を徹底させる手段として、国家一般が保有する戦力や交戦権まで否認した、人類史上初の憲法である。原告らをはじめとする、太平洋戦争による悲惨な被害を体験した敗戦直後の国民は、日本国憲法の平和主義を熱烈に歓迎した。

第2 自衛隊の発足と政府の9条解釈

- 1 朝鮮戦争の勃発（1950年6月）により、日本駐留米軍は朝鮮半島に出動し、日本の平和と秩序維持のためとして、警察予備隊が設置された（同年8月。翌年保安隊に改編）。
- 2 日本国との平和条約（サンフランシスコ条約）の批准（1951年9月）により日本は主権を回復し（同時に米軍の日本駐留を定めた旧日米安保条約を締結）、日本の自国防衛能力の増強を定めた日米相互防衛援助協定（MSA協定）の締結（1954年3月）に伴い、自衛隊が設置された（同年7月）。
- 3 こうした動きの中で、日本政府は、憲法9条の下でも自衛権は保有していること、その発動には3要件（いわゆる「旧3要件」）が必要であると解釈するようになった。その詳細は、別紙「自衛権についての従来の政府見解」（①～④）のとおりである。
- 4 自衛隊の発足と自衛権の肯定により、日本が直接侵略ないし間接侵略を受けた場合（自衛隊法3条1項），即ち、外部からの武力攻撃（自衛隊法76条1項）という「急迫不正の侵害」がある場合、これを排除するために他に手段がなく、侵害排除のための必要最小限度の範囲で（自衛隊法88条2項），武力行使が可能となった（自衛隊法88条1項）。
- 5 しかし、これはあくまで、日本に対する外部からの直接的な「急迫不正の侵害」がある場合に限られていた。このような厳格な限定は、一見、武力行使を一切禁じている外観を有する日本国憲法の徹底した平和主義の下で、例外的に武力行使を認めるため、当然の限定である。

第3 政府による集団的自衛権の否定

- 1 その当然の論理的帰結として、政府は、いかに日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が行われ、日本の国益にも影響が出るとしても、日本に対する外部からの武力攻撃という要件が満たされない以上、日本が武力行使を行うことはできないと解釈してきた。国連憲章51条に定められた「集団的自衛権」は、日本は保有するが憲法上行使できないとする憲法解釈である。
- 2 この解釈は、昭和20年代から平成25年まで、戦後日本が一貫して維持してきた、平和主義に忠実な態度であった。その詳細は、別紙「集団的自衛権についての従来の政府見解」（⑤～⑧）のとおりである。同別紙にあるように、その解

釈は確固としたものであり、この長年の確固たる解釈に基づき、戦後日本の国内法は整備され、予算措置が行われ、外交もまた展開されてきた。集団的自衛権の行使否定は、慣習法化した憲法規範というべきである。

- 3 日本に対する外部からの武力攻撃は、日本の外交努力によって回避することができる。日本に対する外部からの武力攻撃が回避されれば、日本が武力行使することはない。実際に、戦後、自衛隊は一度も武力行使をすることなく、自衛隊の戦死者は1名も存在しない。戦後日本は、正に「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持」することを体現してきた。
- 4 他方、他国に対する武力攻撃は、日本がいかに外交努力を尽くしても、回避することはできない。他国に対する武力攻撃に対し、日本が武力行使によって反撃することは、時の政権が、外交努力とは無関係に、他国の戦争に参戦することを意味する。このような参戦を可能にする集団的自衛権は、政府がぎりぎりまで外交努力を行って、それでも自国が武力行使を受け、国民が塗炭の苦しみにあえぐことを防ぐため、やむを得ず反撃するという、政府の自衛権解釈からは遠く隔たつものだった。
- 5 原告らを含む戦争体験者は、日本が武力行使によって戦争状態となりうるのは、日本が外部から武力攻撃を受けるという極めて例外的な事態に限られ、しかも日本が外部からの武力攻撃を受けるという事態は、日本の外交努力によって防ぎうることから、政府による自衛権肯定及び自衛隊設置後も、戦後日本において、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのない」ものと信じ、安心して平和な生活を享受してきた。原爆や空襲に二度と巻き込まれない、「平和のうちに生存する権利」が守られているものと信じてきたのである。

第4 憲法解釈変更と平和安全法制整備法等の成立

- 1 2014（平成26）年7月1日、安倍晋三内閣は、上記の集団的自衛権に関する憲法解釈を変更し、「国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について」と題する閣議決定をした。その内容は、「現在の安全保障環境に照らして慎重に検討した結果、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。我が国による「武力の行使」が国際法を遵守して行われることは当然であるが、国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解する必要がある。憲法上許容される上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。」というものである（いわゆる「新3要件」）。

- 2 2015（平成27）年5月14日、上記閣議決定を法案化した、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」（平和安全法制整備法）と「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」（国際平和支援法）が閣議決定された。両法案は、同年7月16日に衆議院で可決され、同年9月19日に参議院で可決されて成立し、両法は、同年9月30日に公布され、2016（平成28）年3月29日に施行された。
- 3 平和安全法制整備法により、自衛隊法76条1項は、従来の武力攻撃事態及び切迫事態だけではなく、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」（事態対処法2条4号で「存立危機事態」と呼称）にも防衛出動を可能とするよう改正され、同法88条1項により存立危機事態における自衛隊の武力行使が可能となった。

第5 本件改正が憲法9条違反であること

- 1 しかし、集団的自衛権の行使を容認する自衛隊法の上記改正（以下「本件改正」という。）は、憲法9条の例外として許容される自衛権行使の範囲を大きく踏み越えるものであり、憲法9条に違反するものであることは明白である。
- 2 太平洋戦争への深刻な反省から生まれ、世界に類例をみない徹底した平和主義を定める憲法9条のもとで、自衛権の発動として例外的に許容しうる武力行使は、これまで政府が述べてきた旧3要件が最大限度であり、これを超える武力行使は憲法9条違反である。本件改正は、日本に対する急迫不正の侵害という旧3要件で最も重要な要件（「自衛」の権利とする由縁の要件）がないにもかかわらず、武力行使を認めるもので、その武力行使は憲法9条のもとで許される自衛の範囲を超える、憲法9条違反である。
- 3 また、日本に対する急迫不正の侵害がないにもかかわらず、武力行使を受けた他国とともに、自衛隊が海外に出動して、武力によって反撃するのであれば、3要件にいう「他に適當な手段がない」や「必要最小限度」の要件の意味も変容する。「他に適當な手段がない」の要件は、従来のような日本の外交努力では如何ともしがたい事態ではなく、他国間の武力衝突について、武力攻撃を受けていない日本が参戦するか否か主体的に選択することになる。「必要最小限度」の要件は、日本の国土国民を侵略から自衛するための「必要最小限度」ではなく、他国間の武力衝突に介入して一方の軍隊を降伏させるための「必要最小限度」を意味する。いずれも、武力行使の範囲が格段に拡大する帰結をもたらす。
- 4 さらに、本件改正の立法事実も存在しない。個別的自衛権では対処できず、集団的自衛権がなければ日本の存立を維持できない事態が、具体的に想定できないのである。政府はこれまで、ホルムズ海峡における機雷除去や、邦人輸送中の米艦防護を挙げていたが、第189回国会の法案審議において、必ずしもこれらを

念頭に置いた法案ではない旨説明し、具体的な立法事実が存在しないことが露呈したのである。

- 5 元内閣法制局長官3名は、第189回国会において、本件改正が憲法違反である旨述べた（別紙「元内閣法制局長官の見解」②⁹～③¹）。また、元最高裁長官は、朝日新聞インタビューにおいて、本件改正が憲法違反である旨述べ、元最高裁判事も、第189回国会において、本件改正が憲法違反である旨述べた（別紙「元最高裁長官・判事の見解」③²、③³）。憲法学者の大半も、本件改正が憲法違反である旨の見解を表明している。
- 6 本件改正が憲法9条違反であることは、本件改正が行われる前から余りにも明白であったが、全国規模での強力な国民的反対運動にもかかわらず、堂々と与党国會議員によって可決され、成立した。

自衛権についての従来の政府見解

(※「第〇回」は国会回次。「〇号」は会議議事録。以下同じ)

①第19回・昭和29年4月6日・衆議院・内閣委員会・20号2頁(甲A60)

○佐藤達夫法制局長官 私どもの考えておるいわゆる自衛行動と申しますか、自衛権の限界といふものにつきましては、たびたび述べておりますように、急迫不正の侵害、すなわち現実的な侵害があること、それを排除するために他に手段がないということと、しかして必要最小限度それを防禦するために必要な方法をとるという、三つの原則を厳格なる自衛権の行使の条件と考えておるわけであります。その方の基準から照し合せて今のお尋ねの場合を考えますと、その場合にただちに実力行動がとれるという結論にはなりにくくないように考えます。

②第21回・昭和29年12月22日・衆議院・予算委員会・2号1頁(甲A61)

○大村清一防衛庁長官 ただいまお尋ねになりました点につきまして、政府の見解をあらためて申し述べます。

第一に、憲法は自衛権を否定していない。自衛権は国が独立国である以上、その国が当然に保有する権利である。憲法はこれを否定していない。従つて現行憲法のもとで、わが国が自衛権を持つことはきわめて明白である。

二、憲法は戦争を放棄したが、自衛のための抗争は放棄していない。1、戦争と武力の威嚇、武力の行使が放棄されるのは、「国際紛争を解決する手段としては」ということである。

2、他国から武力攻撃があつた場合に、武力攻撃そのものを阻止することは、自己防衛そのものであつて、国際紛争を解決することとは本質が違う。従つて自国に対して武力攻撃が加えられた場合に、国土を防衛する手段として武力を行使することは、憲法に違反しない。

自衛隊は現行憲法上違反ではないか。憲法第9条は、独立国としてわが国が自衛権を持つことを認めている。従つて自衛隊のような自衛のための任務を有し、かつその目的のため必要相当な範囲の実力部隊を設けることは、何ら憲法に違反するものではない。

自衛隊は軍隊か。自衛隊は外国からの侵略に対処するという任務を有するが、こういうものを軍隊というならば、自衛隊も軍隊ということができる。しかしかような実力部隊を持つことは憲法に違反するものではない。

自衛隊が違憲でないならば、何ゆえ憲法改正を考えるか。憲法第9条については、世上有るいろいろ誤解もあるので、そういう空気をはつきりさせる意味で、機会を見て憲法改正を考えたいと思っている。

以上お答えいたします。

③第71回・昭和48年6月21日・衆議院・内閣委員会・32号17頁(甲A62)

○吉國一郎内閣法制局長官 その先制攻撃という意味でございますが、これは全くの想定でございますけれども、まだ日本に対して急迫不正な侵害がないという状態を想定をいたしまし

て、そこで急迫不正な侵害が起こってきた。この場合に、自衛権の発動の要件にかなう限りは自衛権を発動するわけでございますが、その段階において、いま岡田委員御指摘のような先制攻撃というものは、これはあり得ない。絶対にあり得ないと思います。あってはならないことであろう。

ただ、事態が進行いたしまして、個々のこまかい戦闘の段階でそういうことは自衛権の発動の三要件に当たり得る場合が、事例によってはあるのではないかというような考え方を持っています。

○吉國 この三要件と申しますのは、わが国に対して急迫不正な侵害があつたこと。この場合に、これを排除するために他に適當な手段がないこと。さらに第三に、その急迫不正な侵害を排除するために必要な最小限度の力の行使にとどまるべきこと。この三つの要件を從来自衛権発動の三要件と申しております。

④第71回・昭和48年9月23日・参議院・本会議・37号14頁(甲A63)

○田中角栄内閣総理大臣 黒柳明君にお答えをいたします。

まず第一は、台湾、朝鮮地域において紛争が発生した場合、自衛隊の出動はあり得るのかという問題でございますが、わが国の自衛権の行使は、いわゆる自衛権発動の三条件、すなわち、わが国に対する武力攻撃が発生したこと、この場合に、これを排除するために他に適當な手段がないこと及び必要最小限度の実力行使にとどまるべきことをもって行なわなければならないことは、これまで政府の見解として申し上げてきたところでございます。したがいまして、台湾、朝鮮地域において紛争が発生したということで自衛隊が防衛出動をするとということはあり得ないわけあります。

集団的自衛権についての従来の政府解釈

⑤第19回・昭和29年6月3日・衆議院・外務委員会・57号4頁(甲A64)

○下田武三外務省条約局長 平和条約でも、日本国の集団的、個別的の固有の自衛権というものは認められておるわけでございますが、しかし日本憲法からの観点から申しますと、憲法が否認してないと解すべきものは、既存の国際法上一般に認められた固有の自衛権、つまり自分の国が攻撃された場合の自衛権であると解すべきであると思うのであります。集団的自衛権、これは換言すれば、共同防衛または相互安全保障条約、あるいは同盟条約ということでありまして、つまり自分の国が攻撃されもしないのに、他の締約国が攻撃された場合に、あたかも自分の国が攻撃されたと同様にみなして、自衛の名において行動するということは、一般的の国際法からはただちに出て来る権利ではございません。それぞれの同盟条約なり共同防衛条約なり、特別の条約があつて、初めて条約上の権利として生れて来る権利でございます。ところがそういう特別な権利を生ますための条約を、日本の現憲法下で締結されるかどうかということは、先ほどお答え申し上げましたようにできないのでありますから、結局憲法で認められた範囲というものは、日本自身に対する直接の攻撃あるいは急迫した攻撃の危険がない以上は、自衛権の名において発動し得ない、そういうように存じております。

⑥第31回・昭和34年3月16日・参議院・予算委員会・11号27頁(甲A65)

○林修三法制局長官 この集団的自衛権は、御承知のように、国連憲章51条に書いてあるわけでございまして、この内容としてはいろいろの学説もあるわけでございますが、一番端的な問題として、今御質問がございました、武力行使という点においての集団的自衛権ということに限ってお答えいたしますが、結局、集団的自衛権と普通言われております、武力行使との関連において集団的自衛権と言われておりますのは、要するに自国と非常に関連のある他国が侵略された場合に、その他国を援助する、これはいわゆる国連憲章上違法な武力行使にならない、こういうことだと思います。そういう意味における自衛権というものは、現在の日本の憲法からは認められないことだと、かように考えております。

○林 平和条約には、確かに日本は固有の権利としての集団的または個別的の自衛の権利を有すると書いてございます。国際法的には、日本は集団的または個別的の自衛権を持っているということは言えると思います。ただ、日本の憲法の上から申しまして、そういうことが日本の憲法のいわゆる自衛権の範囲に入るかと言われば、今言ったように、集団的自衛という問題は、これはいろいろあると思います。内容は必ずしも一に限らないと思うわけでございます。ただ、先ほど仰せられたように、外国の領土に、外国を援助するために武力行使を行うということの点だけにしぼって集団的自衛権ということが憲法上認められるかどうかということをおっしゃれば、それは今の日本の憲法に認められている自衛権の範囲には入らない、こういうふうに言うべきであろうと思います。

○林 先ほどからお答えしております通りに、要するに外国の領土において外国を援助する、外国を援助するという意味は武力行動を外国においてやる、そういう意味のいわゆる集団的自衛権の行使、これは日本の憲法にいう自衛権の範囲に入らないということは、先ほどから

申し上げておる通りであります。

⑦第34回・昭和35年3月31日・参議院・予算委員会・23号24頁(甲A66)

○林修三法制局長官 集団的自衛権という言葉についても、いろいろ内容について、これを含む範囲においてなお必ずしも説が一致しておらないように思います。御承知の通りに、国連憲章では、集団的自衛権を固有の権利として各独立国に認めておるわけです。あるいは平和条約におきましても、日ソ共同宣言におきましても、あるいは今度の安保条約におきましても、日本がいわゆる集団的自衛権を持つことをはっきり書いてあるわけです。そういう意味において国際法上にわが国が集団的、個別的の自衛権を持つことは明らかだと思います。ただ、日本憲法に照らしてみました場合に、いわゆる集団的自衛権という名のもとに理解されることはいろいろあるわけでございますが、その中で一番問題になりますのは、つまり他の外国、自分の国と歴史のあるいは民族的あるいは地理的に密接な関係のある他の外国が武力攻撃を受けた場合に、それを守るために、たとえば外国へまで行ってそれを防衛する、こういうことがいわゆる集団的自衛権の内容として特に強く理解されておる。この点は日本憲法では、そういうふうに外国まで出て行って外国を守るということは、日本の憲法ではやはり認められていないのじゃないか、かのように考えるわけでございます。そういう意味の集団的自衛権、これは日本の憲法上はないのではないか、さように考えるわけでございます。

○秋山長造(日本社会党) それ以外にどういう集団的自衛権があるのですか。

○林 これはいろいろの内容として考えられるわけでございますが、たとえば現在の安保条約におきまして、米国に対して施設区域を提供いたしております。あるいは米国と他の国、米国が他の国の侵略を受けた場合に、これに対してあるいは経済的な援助を与えるということ、こういうことを集団的自衛権というような言葉で理解すれば、こういうものを私は日本の憲法は否定しておるものとは考えません。

○岸信介内閣総理大臣 いわゆる集団的自衛権というものの本体として考えられておる締約国や、特別に密接な関係にある国が武力攻撃をされた場合に、その国まで出かけて行ってその国を防衛するという意味における私は集団的自衛権は、日本の憲法上は、日本は持っていない、かように考えております。

○岸 御承知のように、集団的自衛権という内容については、これはいろいろ学説なり、その内容について議論が必ずしも一致しておるとは思えないであります。ただ、最も典型的な、しこうして最も重要視せられるものが、先ほど私が申し上げるような意味であることについては、ほとんど学説上も、いろいろな人の意見も一致しているようであります。そういう意味のものは持っておらないということを申したのであります。

○岸 今お答え申し上げましたように、集団的自衛権ということにつきましては、私が今最も典型的であり、最も問題になるところをはっきりと申し上げましたが、そういうものだけだという説にはなっておらないようであります。しかし、(「日本自身の集団的自衛権だ」と呼ぶ者あり)だから、日本自身でも集団的自衛権というものはこういうものだと、私が言っただけのものだと、こう言い切ることは、これは一般的の国連で解釈されておる集団的自衛権というものの内容の全部を言い尽くしているものではないと私は考える。それだから申しておるわけですが、しかしながら、問題の、一番問題になり、また、本体的に考えられ

るものにつきましては、意見が一致しているところのものについては、私は今申したように、日本の憲法の、自衛権の、この憲法の規定から見るというと、いわゆるよそへ行ってその国を防衛する、いかにその国が締約国であろうとも、密接な関係があろうとも、そういうことは日本の国の憲法ではできない、こういうふうに考えます。

○岸 私は、先ほど来お答え申し上げておるように、国連憲章にいっておる、いわゆる独立国が個別的また集団的自衛権を有するという国際的な関係において、日本が自由独立国としてこれを国際法上持つておるということは、これは私は考えていいのだろうと思います。しがしながら、それを現実に行なう上におきまして、日本の憲法を見ますするというと、日本の憲法におきましては、これを外国に出て他国を、締約国であろうとも、その他国を防衛するということは憲法が禁止しておるところでございますから、私はその意味において、この集団的自衛権、集団的な自衛権の最も典型的なものはこれは持たない。しかし、集団自衛権というものが、そういうものだけに限るのだ、その他のものは集団的自衛権に入らないというふうには、私が知っております限り、学説が一致しておるとも思わないであります。従って、私が申し上げておるのは、先ほど来繰り返して申し上げておる通りでありまして、今佐多委員もおあげになりましたような、他衛権というようなものであるならば、これは日本の憲法では、これを持っておって行使できぬという説もあるようですが、私は持っておらないと言つていいと思います。しかし、集団的自衛権がそれに尽くるかというと、学説上けそれに尽くるとは、私は一致して議論がそうなつておるとは考へないのであります。そこにあいまいな点が残つておるわけであります。

○岸 その点につきましては、さつきから私はきわめて明瞭にお答えをしているつもりであります。すなわち、集団的自衛権というものの最も典型的に考えられておる点については、日本の憲法は持っておらない。しかし、集団的な自衛権というものをそれに限るということに全部意見が一致しているわけではない。しかし、その本質的な、典型的なものは日本の憲法においてにこれは持たない、こういうことを申しております。

○林 これは先ほどから何回もお答えしているところでございますが、要するに、いわゆる国際法的に、あるいは国連憲章の 51 条で、集団的自衛権として、いわゆる一国の武力行使が正当化される場合が、いわゆる個別的自衛権または集団的自衛権の行使という場合は認められておるわけでございます。あの 51 条の場合によって、いわゆる一国の武力行使が正当視される——国連憲章上正当視される一つのタイプとして、集団的自衛権の行使というものがあるわけでございます。これは先ほどお話が出ましたように、一国が、自国と歴史的あるいは地理的あるいは民族的に密接な関係のある他国が武力行使された場合に、それを武力をもって援助することもまた国際法的には認められる、国連憲章上違法な戦争ではない、かような意味において使われておるわけでございます。そういう意味において集団的自衛権——集団的自衛権という言葉はそれのみで必ずしも理解されておりません。それ以外にも、たとえば一国に一国の軍隊が駐留して、それを協同して守るということも集団的自衛権という言葉で理解されておる面もございます。そういう点をあわせまして、先ほど申し上げました 51 条で、いわゆる違法性阻却という理由で書いてあります部面、こういう部面にまで、日本において自衛隊が、たとえば日本が他国に行って武力を行使するという意味の集団的自衛権の行使は、これはできないのじゃないか、こういうように言っておるわけでございます。

○岸 先ほどからお答え申し上げておるよう集団的自衛権というものの最も典型的なものにつきましては……（「秋山長造君「あなた自身がこういう解釈でいくのだという確定的な解釈を言って下さい」と述べ）だから、それ以外に私は集団的自衛権というものがあるという考え方をいたしております。それが何だと言われると、これはいろいろ何がありますけれども、（「何がじゃわからん」と呼ぶ者あり）しかし、一番問題になるところの、この、他国に行って他国を防衛するという意味のことは、日本の憲法上はそういう意味の集団的自衛権というものは持たないということは先ほど来申し上げた通りであります。

○林 集団的自衛権という言葉の内容としては、先ほど来申し上げましたように、まあいろいろのものが含まれておると思います。たとえば先ほど申し上げましたような、たとえば自国を守るために基地を貸与する、あるいは他国が、密接な関係のある他国がやられた場合にこれに対して経済的な援助を与える。そういうような、その他の、経済的その他の協力を与てる、そういうものもございましょうし、あるいはさらにこれは学説によりましては、自国を他の国と協同して守るということも集団的自衛権だという説もあるわけでございます。しかし、まあそういうものはさておきまして、こういうものは実は日本の憲法上どれも私は認められていることだと思うわけであります。しかし、それ以外にいわゆる他国が、自国と密接な、たとえば歴史的あるいは民族的あるいは地理的に密接な関係のある他国が武力攻撃を受けた場合に、それを自国が武力攻撃を受けたと同様に考えて、その他国に出かけて他国を守る、そういう意味のものがまあ51条で集団的自衛権の行使として国連憲章違反でない、かのように考えられておるわけでございます。こういう意味が集団的自衛権としては実はあるいは典型的な表現かもかわりませんが、こういうのは日本の憲法のいわゆる自衛権が認められているという範囲には実は入らないのじゃないか、こういう考え方方が実は私どもの考え方であります。

○林 決してごまかそうという趣旨で申しているのではございませんので、今の点は政府として一貫して前から言っておるところでございます。普通の自衛権という観念は個別的自衛権、これは歴史的には個別的自衛権という言葉から発達してきているわけであります。集団的自衛権という言葉が条約上にも用いられるようになりましたのは、国連憲章以来であります。従いまして、これは新しい観念と言えば新しい観念でございます。しかし、ただいま申しましたようにわれわれといったしましては、日本の憲法との関係におきましては集団的自衛権と言われますものの中で、他国を防衛する、自国と密接な関係にある他国を自国が攻撃を受けたと同様な関係に立って他国を武力をもって守る、そういう意味のもの、そういう内容のものは集団的自衛権という名があっても、これは日本の憲法上は認められない、かように考えております。

⑧第61回・昭和44年3月5日・参議院・予算委員会・5号12頁(甲A67)

○**高辻正巳内閣法制局長官** 外務大臣からお話をありましたので十分だとは思いますけれども、念のために幾らか補足をさせていただきますが、きわめて明白に違いますと思う点が一点ございますのは、国連憲章の51条には、これは条文の上では、個別的、集団的固有の自衛権ということばがございます。これは、実は「固有」とは書いてはございますが、個別的自衛権、わが憲法で考えておりますのはあくまでも個別的自衛権のほうに限定をされておるとい

うのがきわめて明白に申し上げたいところの一点でございます。と申しますのは、まあ、それが主題ではございませんからこれも簡単にいたしますけれども、要するに、憲法9条がございまして、御承知のような規定がございます。しかし、国際法上認められておる自衛権というものが、日本国憲法9条があるといつても、これを否定しておる趣旨ではないであろう、これは一貫した考え方でございますけれども、そういう自衛権、要するに、急迫性の侵害がある、国民の生存と安全が危うくされる、その場合には一国あっての憲法、国民の生存と安全あっての憲法、その憲法が国民の生存と安全を危うくすることを認めておるとはどうてい考えられない。したがって、そういう際には、微力であっても剣を持って立つ、武力攻撃を抑えるということをやるのは憲法上否認されておるとは言えないであろう。しかしながら、わが国とまあ連帶的関係がかりにあるとしましても、他国の安全のためにわが国が武力を用いるといういふことは憲法9条の上では許されると見るわけにはいかないだろうというのが、これは再々申し上げておることでありますて、いわゆる集団的自衛権、わが国が、これはかってな話かもしませんが、わが国が集団的自衛権の恩恵を受けるのはともかくとして、わが国が他国の安全のために兵力を派出してそれを守るといういふことは憲法9条のもとには許されないであろうという趣旨で、集団的自衛権というものは憲法9条で認めておらぬだろうといういふのがわれわれの考え方でございます。しこうして、その憲法の言う、私のただいま申しております自衛権、これもむろんわれわれの平和憲法のもとではきわめてこれを厳密なる自衛権として解すべきであろう。いわゆる三要件といいますか、そういうものを厳密に解して行動をするなり、あるいは装備をするなりということがあるだろう。その点から、兵器の種類の問題とか、海外派兵の問題とかいうのが出てまいりますが、これはいずれも自衛権の限界を問題として出てくるというわけでございます。その程度にとどめまして、何か御質疑があればお答えいたします。

○高辻 平和条約第5条の（C）項をおあげになりましたが、これはたしか、私はいま確認しておりますけれども、日ソ共同宣言にも同じような規定がございます。要するに、国際社会、国際法としては、個別的自衛権なり集団的自衛権を一国が持つというのは、これはあたりまえのこととまあ考えられておる、国際法としては。そこで、これも一つの条約でございますから、条約の範囲ではむろんそういうことが言われてもかまいませんけれども、しかし、たとえばいまの集団的自衛権を有すると、この条約に書いてあるから、わが国は集団的自衛権があるのだというふうに思われるはずはむろんないと思います。したがって、この個別的自衛権というほうでも本来は国際法上の観念でございますから、国際法との関係があるということは大いに言われますけれども、しかし、もっとやはりわれわれの憲法である日本国憲法がこうである、日本国憲法がこういう厳格なものであるということで、われわれとしては実はそれで足りるわけで、外国がどう言おうと、一国の根本規範である憲法を、われわれは自信をもって、それを主張すれば十分ではないか。かりにこういう条約にそういうものがあるからと言って、その点が変わることは毛頭ないということを申し上げたいと思います。

⑨第68回・昭和47年5月12日・参議院・内閣委員会・11号17頁（甲A68）

○高島益郎外務省条約局長 ただいま申しましたとおり、集団的自衛権の行使といういふことは、第三国に対しましてその国が侵略を受けた場合に武力をもって援助する行為というふうに考え

ておりますので、わが国としましては、主権国としてはもちろん個別的自衛権のほかに集団的自衛権を持つということは国際的にも認められておりますけれども、従来政府が一貫して申しておりますので、集団的自衛権を日本として行使するつもりは毛頭ないということをはっきり言っております。

○高島 先ほどの私の説明が十分でなかったと思いますけれども、私が強調いたしましたのは、日本も含めて主権国はすべて個別的自衛権のほかに集団的自衛権を持つというのが国連憲章のたてまえであるということを申したつもりでございます。その観点から日本は、憲法上のたてまえもあり、集団的自衛権を行使するというの非常に疑義があるという立場に立って、従来から一貫して政策的にもそういうことはあり得ないという立場をはっきり示しているつもりでございます。

○江崎真澄防衛庁長官 これは水口議員の専門家としてのお立場の意見ですから、われわれどうもあまり専門家ではありませんが、アメリカにはやはり集団的自衛権あり、そこで、いま御説のように、なぜアメリカと書かないかと、こういう意味でございますね。しかし、日本は国際通念で認められておる個別自衛権、集団自衛権、これは国際的に認められておるものですが、日本の場合は憲法上その集団自衛権を発揮するというか、用いる手段がない。それじゃあその手段はなぜないのか、憲法上ないと、こういうことじゃないかと思いますが、いかがでしょう。

○真田秀夫内閣法制局第一部長 お答えを申し上げます。

私、午前中の御論議の状況を存じておりませんので、あるいは重複するかもしれませんし、あるいは多少御質問に対してずれたお答えになるかもしれません、これはまたあとで御指摘があれば補完して御説明をさせていただくことにいたしたいと思います。

自衛権の問題でございますけれども、ただいまおっしゃいましたように、安保条約それから平和条約、それから先ほどはお触れになりませんでしたけれども、日ソ共同宣言にも、集団的自衛権及び個別的自衛権があるという、日本に自衛権があるということがうたってございますが、これは国際法的な面の話でございまして、国際法上独立主権国として個別的及び集団的の自衛権があるぞということが宣言されておるわけでございます。その面と、それからわが国が国内法としてどういう形の自衛権を行使できるかということは、これはわが国に関する限りわが国の憲法が記述しているところでございます。そこで、憲法の解釈といたしましては、これはもう国会で何十回となくお答えしておりますように、集団的自衛権は日本国憲法の許すところではないというふうにはっきり申し上げておるそのとおりでございます。個別的自衛権の意義につきましては、先ほどおっしゃいましたように、外務省から午前中御説明があったようでございますので、そのとおりだらうと存じます。

○真田 日本国憲法の条章には、どこを見ましても、個別的自衛権はあるが、集団的自衛権はないということを明文をもって書いてある個所はございません。これは御承知のとおりでございます。問題になるのはやはり憲法9条でございまして、9条によれば、日本国は戦争を放棄する。それから国際的な紛争の解決の手段としては武力を使わないということをいっております。これが憲法9条の文言でございます。しかしその文言にもかかわらず、日本国はやはり独立主権国といたしまして、自國の安全を放棄しているわけではない、国民の安全、国家の安全を放棄しているわけではなくて、やはり平和のうちに、国民はすべて平和のうち

に生存する権利があるぞということは、これは憲法の前文にも書いてございます。そういう規定を踏まえまして憲法9条を読みますと、そうすると、わが国に対して直接に急迫不正の外国からの侵害があった場合に、日本の国家の安全を犠牲にしてまで手をこまねいて死を待つことを憲法が明定しているとはとうてい考えられませんので、そこで、独立国家として自衛の権利はあると、またそれに必要な最小限度の行動は憲法もこれを禁じている趣旨ではないというところがそもそも議論の出発点でございます。そういう議論の筋道といたしまして、そこで先ほど申しました個別的及び集団的自衛権の適用関係を見ますと、そうすると集団的自衛権というのは、これもおそらく条約局長から御説明があったと思いますけれども、わが国自身に対する攻撃がない、第三国といいますか、他国に対する攻撃があった場合に、その他の国がわが国とかりに連帶的関係にあったからといって、わが国自身が侵害を受けたのでもないにかかわらず、わが国が武力をもってこれに参加するということは、これはよもや憲法9条が許しているとは思えない。憲法9条が許しているのはせいぜい最小限度のものであつて、わが国自身が侵害を受けた場合に、その侵害を阻止し、あるいは防ぐために他に手段がない、そういう場合において、しかもその侵害を防止するために必要最小限度の攻撃に限つて行なってもよろしいと、いわゆる自衛権発動の三要件とか、三原則とか申されておりますけれども、そういうものに限って、そういう非常に限定された態様において、日本も武力の行使は許されるであろうというのが政府の考え方でございます。

○真田 実は先ほどはそういう解釈が出てくるゆえんのものを申し上げたつもりでございます。平和条約なり、安保条約なり、あるいは国連憲章に国家固有の権利として集団的、個別的自衛権があるということが書いてございます。これは先ほども申し上げましたように、国際法の面でございまして、これはかりに——かりにでございますよ、頭の中だけの話でございますけれども、かりにわが国が集団的自衛権の行使ということを行なっても、外国はわが国をして国際法違反であると、国際法的に見て違法な行為をしたのだというべき立場にはないということだろうと思います。これは国際法の面でございます。そこで、それが国際法の面でございますが、国内的に、わが国がどういう形で武力を行使するかと、どういう場合に武力の行使が許されるか、あるいはまた禁止されるかということは、わが国の憲法がきめているところでございまして、そこで憲法の話を先ほど申しましたが、一口に自衛のためには武力を行使してもいいんだというふうには申しておらないわけでございまして、そのためには三要件のもとにおいてのみ許されるというのが憲法のぎりぎりの解釈であると、かように言っているわけでございます。

○江崎 これは、しばしば従来も国会で問題になってきておるようあります。まあ先ほど法制局の第一部長が申しましたような見解に立ってここへきておるわけです。だから日米安全保障条約だけをとっていいますと、この個別的自衛権それから集団的自衛権をなぜ併記したのか。これはアメリカにあっても日本にはないというわけですが、さっきも第一部長が言いますように、日本がたとえば集団的自衛権を行使したとしても、それは国際法上の通念として国際的に罰せられることはない、こういうことを言いましたね、私そのとおりだと思います。しかし集団的自衛権を行使することは憲法の条章、いわゆる第9条によってできない、その手段はない。これは私午前中もそんなようなことを申し上げたつもりであります。それじゃその個別的自衛権はどこに規定してあるんだ。

これは明文的な記述はございませんが、あの9条というものは、国際紛争を解決する手段として武力を用いることは禁じておりますが、座して死を待てとはいってない。そこで主権の存するところ、にわかに不正の侵略があった場合は最小限の抵抗は当然これは認められるということで、今まで政府の統一見解としてここにきておるわけであります。大体以上そういうふうに考えています。

○真田 個別的自衛権と集団的自衛権とが自衛権という形では同じものである、その行使の様において、あるいは要件において違っているというふうな見方をするか、あるいは違う権利であるというか、これは観念のしかただろうと思います。要は、結局独立主権国として自衛権がありますと、これは先生もお認めになつたとおりでございまして、これは国際的にも通用する。そのことは国連憲章51条にも明記してございます。それで、それをわが国の立場として、わが国が日本国憲法のもとでいかなる行動がとれるかということは、それは日本国憲法の解釈の問題でございまして、それにつきまして非常に限定された形の、つまり先ほど来申しました自衛権行使の三原則、三要件、このもとにおいてのみ行使が許されるだろうというふうに解釈しているわけでございまして、その解釈の結果、振り返ってみると、それはもう個別的自衛権しか該当しない。これに該当する場合というのは個別的自衛権のことである。つまり第一原則、第一要件が先ほど申しましたように、わが国自身に対して外国から武力攻撃があった場合に云々というのが第一原則でございますから、その原則の適用の結果、わが国が行使し得る自衛権の態様というのは個別的自衛権に限られると、こういうことにならうかと思います。

○真田 憲法はいろいろ解釈の余地が残っている点がたくさんあることは御承知のとおりでございまして、9条などというのはその最たるものであろうかと思います。で、先ほど来申ししているのは私たちの憲法の9条の解釈でございます。先生のおっしゃるのはまた先生のほうの御解釈だろうと思いまして、これはもう見解の相違と言うよりほかしようがないのでございまして、ここで私が、それじゃあごもっともでございますということを言って、私の見解を変えることができるようなしろものでないことはおわかりだらうと思います。

それはまあとにかくといったしまして、私たちが三原則と言っているのは個別的自衛権の原則だけじゃないかと、集団的自衛権はできることになるじゃないかというような御質問があったかと思いますけれども、私たちはそうじゃございませんで、およそわが国が武力行使をできるというのはいまの三原則のもとにおいてのみであると、そこで第一原則が働きまして、結果としてこれは個別的自衛権の態様においてしか武力行使ができないということになると、これは明々白々であろう、 こういうふうに考えるわけであります。

○高島 お答えします。

これは国連憲章はもとより、日本の入っております諸条約——平和条約をはじめ日米安保条約、日ソ共同宣言、すべて主権国としての日本に個別的及び集団的自衛権があるということを書いてあります。これは先生のおっしゃるとおり、なるほど日本の憲法上の立場からしますと、理論的に自衛権を行使する方法は全くないわけでございまして、条約技術的に申しまして、日本については個別的自衛権だけしか持たないというふうなことを書くこともあるいは可能かと思いますが、これはしかし国際法上の一国家として、主権をみずから国際的に制限するというのは非常に問題があろうと思います。そういう立場から、平和条約及び国

連憲章の規定のしかたに従つてすべてそういう方法で書いているわけでございます。

⑩第69回・昭和47年9月14日・参議院・決算委員会・5号11頁(甲A69)

○高島益郎外務省条約局長 ただいま先生が御指摘のとおり、集団的自衛権というのは、国連憲章で初めて各主権国に認められた権利というふうになっておりますが、この点につきまして、先ほど先生御指摘のとおり、平和条約第5条C項に、日本が初めて独立を認められたときに、主権国としてこのような権利を持つということを確認をされております。安保条約も、したがいまして、日本が主権国として、当然そのような権利を持つということを前提にして結ばれたということでございます。

ただ、一つだけ指摘しておきたいと思いますのは、日本には集団的自衛権はもちろん主権国としてございますけれども、これは憲法第9条の解釈からいたしまして、そのような権利を行使することはできない、これははっきりいたしております。したがって、この日米安保条約そのものも、第5条をごらんになればおわかりのとおり、つまり相互防衛条約ではなくて、日本が米国の力によって安全を守る、日本は米国の領土防衛をしないというたてまえになっております。この点はつまり、日本が集団的自衛権を行使できないということの実は裏側の証明になろうかと思います。

○吉國一郎内閣法制局長官 これは、憲法9条でなぜ日本が自衛権を認められているか、また、その自衛権を行使して自衛のために必要最小限度の行動をとることを許されているかということの説明として、これは前々から、私の三代前の佐藤長官時代から、佐藤、林、高辻と三代の長官時代ずっと同じような説明をいたしておりますが、わが国の憲法第9条で、まさに国際紛争解決の手段として武力を行使することを放棄をいたしております。しかし、その規定があるということは、国家の固有の権利としての自衛権を否定したものでないということは、これは先般5月10日なり5月18日の本院の委員会においても、水口委員もお認めいただいた概念だと思います。その自衛権があるということから、さらに進んで自衛のため必要な行動をとれるかどうかということになりますが、憲法の前文においてもそうでございますし、また、憲法の第13条の規定を見ましても、日本国が、この国土が他国に侵略をせられまして国民が非常な苦しみにおちいるということを放置するというところまで憲法が命じておるものではない。第12条からいたしましても、生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利は立法、行政、司法その他の国政の上で最大の尊重を必要とすると書いてございますので、いよいよぎりぎりの最後のところでは、この国土がじゅうりんをせられて国民が苦しむ状態を容認するものではない。したがって、この国土が他国の武力によって侵されて国民が塗炭の苦しみにあえがなければならない。その直前の段階においては、自衛のため必要な行動はとれるんだというのが私どもの前々からの考え方でございます。その考え方から申しまして、憲法が容認するものは、その国土を守るための最小限度の行為だ。したがって、国土を守るというためには、集団的自衛の行動というふうなものは当然許しておるところでない。また、非常に緊密な関係にありましても、その他国が侵されている状態は、わが国の国民が苦しんでいるということまではいかない。その非常に緊密な関係に、かりにある国があるといたしましても、その国の侵略が行なわれて、さらにわが国が侵されようという段階になって、侵略が発生いたしましたならば、やむを得ず自衛の行動をとるということが、

憲法の容認するぎりぎりのところだという説明をいたしておるわけでございます。そういう意味で、集団的自衛の固有の権利はございましても、これは憲法上行使することは許されないということに相なると思います。

○吉國 お答え申し上げる前に申し上げなきやいけませんことは、自衛権というものは、確かに国際法上固有の権利として国連憲章第51条においても認めておるところでございます。自衛権というのはいわば一つの権利でございまして、その自衛権に、国連憲章で認められる前は個別的——インディビデュアルというような形容詞をつけないでザ・ライト・オブ・セルフディフェンス——自衛権ということで、いわば個別的自衛権と申しますか、最近、学者の用いますことばでは個別的自衛権というものを表現していたんだと思いますが、国連憲章になりますと、このインディビデュアルのあとにオアだったと思いますが、インディビデュアル・オア・コレクティブという形容詞がつきまして、個別的及び集団的の固有の自衛の権利というふうなことばづかいになったわけでございます。したがって——したがってと申しますか、自衛権というものはいわば一つの権利、所有権というような権利がございまして、その自衛権の発動の形態としてインディビデュアルに発動する場合とコレクティブに発動する場合とあるという観念じゃないかと思います。憲法第9条の説明のしかたとして自衛権、自衛権と言っておりましたのは、いわば狭い意味のインディビルデュアル・セルフディフェンス・ライトというようなものを頭に置いて説明をしてきたわけでございまして、広い意味の自衛権という形になりますと、自衛権というものは一つで、その発動の形態がインディビデュアルかコレクティブだという説明をいたしますと、先ほど申し上げましたように、日本の憲法第9条では、先ほどおっしゃいましたように、国際紛争解決の手段としては武力の行使を放棄しております、自衛権があるかどうかということも問題だと仰せられましたが、その件につきましては、少なくとも最高裁の砂川判決において自衛権が承認をされております。その自衛権を持っているというところまでは最高裁の判決において支持をされておりますが、これから先が政府の見解と水口委員やなんかの仰せられますような考え方との分かれ道になると思います。先ほど私が申し上げましたのは、憲法前文なり、憲法第12条の規定から考えまして、日本は自衛のため必要な最小限度の措置をとることは許されている。その最小限度の措置と申しますのは、説明のしかたとしては、わが国が他国の武力に侵されて、国民がその武力に圧倒されて苦しまなければならぬというところまで命じておるものではない。国が、国土が侵略された場合には国土を守るために、國民を防衛するために必要な措置をとることまでは認められるのだという説明のしかたをしております。その意味で、いわばインディビデュアル・セルフディフェンスの作用しか認められてないという説明のしかたでございます。仰せのとおり、憲法第9条に自衛権があるとも、あるいは集団的自衛権がないとも書いてございませんけれども、憲法第9条のよって来たるゆえんのところを考えて、そういう説明をいたしますと、おのずからこの論理の帰結として、いわゆる集団的自衛の権利は行使できないということになるというのが私どもの考え方でございます。

○吉國 先ほど憲法第13条と申し上げましたが、その前に、前文の中に一つ、その前文の第2文と申しますか、第2段目でございますが、「日本国民は、恒久の平和を念願し、」云々ということがございます。それからその第1段に、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、」ということで、この憲法を制定いたしまして、さらに

憲法第9条の規定を設けたわけでございます。その平和主義の精神というものが憲法の第一原理だということは、これはもうあらゆる学者のみんな一致して主張することでございます。そして「日本国民は、恒久の平和を念願し、」のあとのように、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」ということで、平和主義をうたっておりますけれども、平和主義をうたいまして、武力による侵略のおそれのないような平和社会、平和的な国際社会ということを念願しておりますけれども、現実の姿においては、残念ながら全くの平和が実現しているということは言えないわけでございます。で、その場合に、外国による侵略に対して、日本は全く國を守る権利を憲法が放棄したものであるかどうかということが問題になると思います。そこで國を守る権利と申しますか、自衛権は、砂川事件に関する最高裁判決でも、自衛権のあることについては承認をされた。さらに進んで憲法は——13条を引用いたしましたのは、「すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」ということで、個人の生命、自由及び幸福追求の権利を非常に重大な価値のあるものとして、第13条は保障しようとしているわけでございます。そういうことから申しますと、外国の侵略に対して平和的手段、と申せば外交の手段によると思いますが、外交の手段で外国の侵略を防ぐということについて万全の努力をいたすべきことは当然でございます。しかし、それによっても外国の侵略が防げないこともあるかもしれない。これは現実の国際社会の姿ではないかということになるかと思いますが、その防げなかつた侵略が現実に起こった場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に「生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第9条に対する私どもの今までの解釈の論理の根底でございます。その論理から申しまして、集団的自衛の権利ということばを用いるまでもなく、他国が——日本とは別なほかの国が侵略されているということは、まだわが國民が、わが國民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではないということで、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。日本が侵略をされて、侵略行為が発生して、そこで初めてその自衛の措置が発動するのだ、という説明からそうなったわけでございます。

○吉國 政策論として申し上げているわけではなくて、第9条の解釈として自衛のため必要な措置をとり得るという説明のしかた——先ほど何回も申し上げましたが、その論理では、わが国の国土が侵されて、その結果國民の生命、自由及び幸福追求に関する権利が侵されるということがないようにする、そのないようにするというのは非常に手前の段階で、昔の自衛権なり生命線なんていう説明は、そういう説明でございましたけれども、いまの憲法で考えられておりますような自衛というのは最小限度の問題でございまして、いよいよ日本が侵されるという段階になって初めて自衛のための自衛権が発動できるという、自衛のための措置がとり得るということでございますので、かりにわが国と緊密な関係にある国があったとして、その国が侵略をされたとしても、まだわが國に対する侵略は生じていない、わが國に対する侵略が発生して初めて自衛のための措置をとり得るのだということからいたしまして、集団的自衛のための行動はとれないと、これは私ども政治論として申し上げているわけなくて、憲法第9条の法律的な憲法的な解釈として考えておるわけでございます。

○吉國　国際法上の観念としての集団的自衛権、集団的自衛のための行動というようなものの説明として、A国とB国との関係が一定の緊密な関係にあって、そのA国とB国が共同防衛のための取りきめをして、そうしてA国なりB国なりが攻められた場合に、今度は逆にB国なりA国なりが自国が攻撃されたと同様として武力を行使する、その侵略に対して。そういう説明は、国際法上の問題としてはいま水口委員の仰せられましたとおりだろうと思います。ただ日本は、わが国は憲法第9条の戦争放棄の規定によって、他国の防衛までをやるということは、どうしても憲法9条をいかに読んでも読み切れないということ、平たく申せばそういうことだろうと思います。憲法9条は戦争放棄の規定ではございますけれども、その規定から言って、先ほど来何回も同じような答弁を繰り返して恐縮でございますけれども、わが国が侵略をされてわが国民の生命、自由及び幸福追求の権利が侵されるというときに、この自国を防衛するために必要な措置をとるというのは、憲法9条でかろうじて認められる自衛のための行動だということでございまして、他国の侵略を自国に対する侵略と同じように考えて、それに対して、その他国が侵略されたのに対して、その侵略を排除するための措置をとるというところは、憲法第9条では容認してはおらないという考え方でございます。

○吉國　私の、これはお答えと申し上げるより釈明みたいなものでございますが、平和条約の5条のC項でございますか、と安保条約の前文、日ソ共同宣言で、わが国が自衛権を持っているということは確認をしております。その自衛権には、形容詞がついておりまして、個別的及び集団的自衛の固有の権利があるということで、条約上うたわれておりますが、これは国際法上の問題として、日本が自衛権を持っている、その自衛権というのは個別的及び集団的なものであるということを国際法上うたったわけでございまして、憲法上こういう権利の行使については、また別途措置をしなければならない。憲法ではわが国はいわば集団的自衛の権利の行使について、自己抑制をしていると申しますか、日本国の国内法として憲法第9条の規定が容認しているのは、個別的自衛権の発動としての自衛行動だけだということが私どもの考え方で、これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として、その法律論の由来は先ほど同じような答弁を何回も申し上げましたが、あのような説明で、わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるというのが自衛行動だという考え方で、その結果として、集団的自衛のための行動は憲法の認めるところではないという法律論として説明をしているつもりでございます。

○水口宏三（日本社会党）　それでは、私ももう一回。あとで統一見解を伺いたいんでございますけれども、どうも今までの御答弁を伺っていると、少なくとも国連憲章51条の集団的自衛権に対する一般的な概念、日本国憲法第9条に対する解釈、これを法制局長官は13条までお加えになった、あるいは憲法の前文まで引用なさった、それらを含めて、何で憲法第9条というものが集団的自衛権の行使を——を自己抑制とおっしゃっているが、禁止でしょう、禁止していると見ていいんでしょう——禁止しているのか、その点をもう少し文書で明確にしていただきたい。今までの論議では納得できないんです。いま申し上げたような51条における集団的自衛権というものの概念、それから憲法前文、9条、13条、それから日米安保条約、これらを含めて、日本が集団的自衛権の行使を憲法上禁止されているということをもう少し国民にわかりやすく言っていただきたいんですね。おそらくきょうの論議を

聞いて国民は何が何だかわからないわけです、このままでは。自己抑制だなんて——自己抑制というのは、私非常に主観的なものであって、だから当然憲法論議である以上、それは解釈の相違もございましょうが、これは単なる解釈の問題ではないと思うんですね。その点明確にひとつ文書でもって御回答いただきたいんでございますけれども、増原防衛庁長官いかがでしょうか。

○**増原恵吉防衛庁長官** なお、御趣旨をよく承りましたので、検討いたしましてお答えをいたします。

この際申して恐縮ですが、先ほど海外派兵の統一解釈と申しますか、1週間ぐらいと申しましたが、いまもお話を聞いておって、これは両者まことに一体のものでございまして、約1カ月ぐらいの御猶予をいただきたいということで、解釈を申し上げる……。文書をもってやることはよろしゅうございます。文書でお答えをさせることにいたします。

⑪昭和47年10月14日 参議院決算委員会政府提出資料「集団的自衛権と憲法との関係」(甲B1・55頁)

憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において『全世界の国民が…平和のうちに生存する権利を有する』ことを確認し、また、第13条において『生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、…国政の上で、最大の尊重を必要とする』旨を定めていることからも、我が国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めては解されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るために止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないとわざるを得ない。

⑫第94回・昭和56年5月29日・答弁第32号・衆議院議員稻葉誠一君提出「憲法、国際法と集団的自衛権」に関する質問に対する答弁書(甲A70)

国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもつて阻止する権利を有しているものとされている。

我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであつて、憲法上許されないと考えている。

なお、我が国は、自衛権の行使に当たつては我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することを旨としているのであるから、集団的自衛権の行使が憲法上許されないことによつて不利益が生じるというようなものではない。

⑬第94回 昭和56年6月3日・衆議院・法務委員会・18号6頁（甲A71）

○角田禮次郎内閣法制局長官 御疑問はごもっともだと思います。恐らく御質問の根底については、集団的自衛権が果たして真の意味の自衛権と言い得るかどうかということについての御疑問があるのだと思います。確かに集団的自衛権というのは、御承知のように国連憲章51条によって確立された概念でございます。従来の伝統的な意味の、自国が攻撃を受けた場合に対してその侵略を排除するという意味の自衛権そのものではございません。確かに、自国と密接な関係にある他の国が攻撃を受けて自分の国は攻撃を受けていない、しかし、それをあたかも従来の自衛権の観念に置き直してみれば、自国に対する攻撃と考えることによって他国を援助するというか、他国に対する別の国の攻撃を排除する、こういう意味でございます。したがつて、おっしゃるとおりでございます。

○角田 先ほども申し上げましたように、集団的自衛権の観念というものは、国連憲章51条によって確認されたものだと思います。恐らくその国連憲章51条でそういう集団的自衛権の観念というものを確立したのは、やはりいわゆる戦争というものが一般的に違法視され、その中においても、自国が侵略を受けたときにそれを個別的自衛権をもって反撃をするということは、少なくともこれは固有の国家の権能として何人も疑い得ないところだと思います。

ところが、御承知のように、国連憲章のできる前からいろいろ地域的な取り決めがあつて、共同防衛というような形ができていたわけです。それを何らかの形で国連憲章上認めようというところから、集団的自衛権という観念がそこへ出てきたのだ。そういう意味では、本來的な意味の自衛権ではございませんけれども、いわば主権国家として、すべての国は個別的自衛権と集団的自衛権とを持つということが確認されたわけで、わが国も国連に加盟をするというときに、平和条約によって独立を回復し、さらに国連加盟によってそういう点が世界のほかの国々と同じように主権国家としてそれを持った、こういうことになると思います。その点は御容認願えると思います。

ところが、それにもかかわらず、わが憲法というものは世界のどこにもない憲法でございまして、そして憲法9条の解釈として、自衛権というものは政府がたびたび申し上げているようを持っているわけでございますけれども、その自衛権というものはあくまで必要最小限度と申しますか、わが国が外国からの武力攻撃によって国民の生命とか自由とかそういうものが危なくなった場合、そういう急迫不正の事態に対処してそういう国民の権利を守るために全くやむを得ない必要最小限度のものとしてしか認められていない、こういうのが私どもの解釈でございます。

そうなりますと、国際法上は集団的自衛権の権利は持っておりますけれども、それを実際に行使することは憲法の規定によって禁じられている。つまり、必要最小限度の枠を超えるものであるというふうに解釈しているわけです。そこで、国際法上は持っているにもかかわらず、現実にそれを行使することは国内法によって禁止をされている、こういうふうにつなぎ合わせているわけでございます。

○角田 それは言葉の問題だと思いますけれども、もともと集団的自衛権というのは国際法上の観念でございますから、独立国家としてそれは持っておりますけれども、結局集団的自衛権は憲法によって行使することができないわけでございますから、それは国内法上は持っていないと言つても結論的には同じだと思います。

○角田 ちょっと別の例で申し上げて恐縮でございますが、いわゆる個別的自衛権、こういうものをわが国が国際法上も持っている、それから憲法の上でも持っているということは、御承認願えると思います。

ところが、個別的自衛権についても、その行使の態様については、わが国におきましては、たとえば海外派兵はできないとか、それからその行使に当たっても必要最小限度というよう、一般的に世界で認められているような、ほかの国が認めているような個別的自衛権の行使の態様よりもずっと狭い範囲に限られておるわけです。そういう意味では、個別的自衛権は持っているけれども、しかし、実際にそれを行使するに当たっては、非常に幅が狭いということを御了解願えると思います。

ところが、集団的自衛権につきましては、全然行使できないわけでございますから、ゼロでございます。ですから、持っていると言っても、それは結局国際法上独立の主権国家であるという意味しかないわけでございます。したがって、個別的自衛権と集団的自衛権との比較において、集団的自衛権は一切行使できないという意味においては、持つていようが持つていまいが同じだということを申し上げたつもりでございます。

○角田 私どもは、集団的自衛権を確かに持っている、そしてそれを行使できないのだという説明を理論的にはできると思います。しかし、私どもの立場から見ますと、集団的自衛権というものは全く行使できないわけでございますから、それを国内法上持っていると言っても全く観念的な議論なんです。そういう意味において誤解を招くおそれがありますので、私どもは集団的自衛権は行使できない、それはあたかも持っていないと同じでございます。個別的自衛権の場合と同じように持っているけれども、行使の態様を制限されるものとは本質的にやや違うということを実は強調したいわけでございます。

○角田 外国に対する武力攻撃がたとえば間接的にわが国の安全を害するというような場合に、わが国がその行使を禁じられている集団的自衛権との関係がどうなるか、こういう御質問だろうと思います。私どもは、間接にわが国の安全が害されるようなときにもわが国は自衛権を行使することはできない。つまり、そういうものは当然集団的自衛権の範囲として行使しなければいけませんから、わが国としてはそういうものは行使できない、こういうふうに考えております。

○角田 これは、たとえば日ソの条約とか安保条約で、一つの条約技術論としてはということで高島政府委員が答弁しておりますけれども、日本は集団的自衛権を持たないというような書き方もできるかもしれませんといふことも言っています。しかし、それはあたかも、わざわざソ連やアメリカに、私どもの国は集団的自衛権を持っていませんということを約束するというか、そういう意味で、独立国家として、主権国家としてそういう条約というものは恐らく書き方として非常に不適当であろう、そういうことで、ソ連との宣言でも、また安保条約でも、両方が確認をするということになっているわけです。その根源は、先ほど来申し上げているように国連憲章の51条にさかのぼることができるわけでございますから、いわば

独立の主権国家であるということを世界に宣明する、そういう意味では意味があると思います。しかし、実際に日本の集団的自衛権の行使は絶対できないわけありますから、そういう意味では意味がない、こういうことになると思います。

○角田 いまその点をお答えしたつもりだったのですけれども、外国との条約で、私どもは集団的自衛権を国際法上も認めてもらいたくない、認められないような国であるということを外国に対して約束する、これは条約の書き方としていかにもおかしいのじやございませんでしょうか。むしろ、集団的自衛権というものは持っているのだ、国際法上は持っているのだ、しかし、わが国は憲法で、それは全然行使しませんよということを世界にいわば独自の立場で自主的に宣言をしているという方が、どうも私は日本国の立場としていいのじやないかという気がいたします。

⑭第98回・昭和58年2月22日・衆議院・予算委員会・12号27頁（甲A72）

○角田 禮次郎内閣法制局長官 集団的自衛権の行使は憲法上認められないということは、從来から政府の見解として申し上げているところであります。いま御指摘もございましたけれども、それはそのままの明文の規定があるわけではございませんで、憲法9条の解釈として集団的自衛権の行使は認められないという解釈をとっている次第でございます。

○市川雄一（公明党・国民会議） これは単なる憲法の解釈の問題というふうにお考えでござりますか、どうですか。単なる解釈問題ですか。

○角田 ちょっと御質問の趣旨が理解できませんが、単なるというのではなくて、きわめて厳正な意味における憲法の解釈として私どもはそういう見解をとっているわけでございます。

○市川 政府が憲法第9条もしくはいまの憲法を解釈して集団的自衛権は行使できない、その政府の解釈は変更できるものですか、原理的に。事のやる、やらない、あるいはやることの是非は別として、政府の解釈は変更できるのかできないのか、その点はどうですか。

○角田 政府のこの点に関する憲法解釈というのは、これを改めるつもりは全くないということは前にも申し上げております。ただいま論理的にというお話をございますけれども、私どもとしてはそういう解釈を変える気が全くございませんから、そういうことができるとかできないとかいうことについてお答えをすることは避けたいと思います。

○市川 できる、できない、やる気はありませんということを聞いているわけではなくて、それは当然そういうふうにおっしゃってきたわけですから、いわゆる原理的に憲法の解釈を政府の行政権の一環として一存でできる問題なのかどうか、これを伺っているわけです。できるのかできないのか、どうですか。

○角田 憲法の解釈というのは、憲法に限らずすべて法令の解釈というのはそれぞれの人が解釈をするわけであります。最終的には最高裁が解釈をするわけであります。いま行政権の範囲内でというふうに言わされましたけれども、政府は政府なりにこれが正しい憲法解釈だと信じているわけでありますから、その正しいというものが正しくないという変更をするということをしない限り、現在の憲法の解釈というものは変えられないといいますか、変えるつもりはないというのと同じだと思いますが。

○市川 ちょっと私の質問に答えていないのではないかと思うのですが、要するに、いまの憲法では集団自衛権は行使できない、これは政府の解釈である、こうおっしゃっておるわけで

しょう。その解釈を集団自衛権は行使できるという解釈に変えるには、これは憲法の改正という手続を経なければその解釈は変えられませんねといま聞いているのです。どうですか、その点は。

○角田 私は、憲法の改正というものを前提として答弁申し上げることを差し控えたいと思って、実は先ほどあのような答弁をいたしましたけれども、それでは、全く誤解のないようにお聞き届けいただきたいと思いますけれども、ある規定について解釈にいろいろ議論があるときに、それをいわゆる立法的な解決ということで、その法律を改正してある種の解釈をはっきりするということはあるわけでございます。そういう意味では、仮に、全く仮に、集団的自衛権の行使を憲法上認めたいという考え方があり、それを明確にしたいということであれば、憲法改正という手段を当然とらざるを得ないと思います。したがって、そういう手段をとらない限りできないということになると思います。

○市川 いまの法制局長官の、わが国の憲法では集団的自衛権の行使はできない、これは政府の解釈である、解釈であるけれども、この解釈をできるという解釈に変えるためには、憲法改正という手段をとらない限りできない。この見解は、外務大臣、防衛庁長官、一致ですか。

○安倍晋太郎外務大臣 法制局長官の述べたとおりであります。

○谷川和穂防衛庁長官 法制局長官の述べたとおりでございます。

⑯第140回・平成9年2月28日・衆議院・予算委員会・21号23頁(甲A73)

○石破茂委員(21世紀) 私はそういうことをお尋ねしておるのではありません。要するに、憲法解釈を変えるときには憲法改正が必要であるかどうかということです。ですから、そこまで、大臣、踏み込んでお話しになる必要はございません。

私はこの間申し上げましたが、あるけれども使えないという権利は、本当に権利なのかということです。当たり前のことでございますが、これがもう世界に恐らく唯一無二のそういう権利だろうと思う。

私は集団的自衛権を行使すべきだというふうに申し上げておるのではありません。ただ、使えるか使えないかということを、最初から使えない、憲法上も使えないというふうに大上段からかぶせてしまうのではなくて、国際連合の規定にもきちんと書かれ、どの国にも認められておる権利というものを本当に日本国民は正面から向かい合う必要があるのではないか。あるし、使えるが、どこまで使うか使わないか、それを主権者たる国民の判断にゆだねることがなぜいけないのかということを申し上げておるわけでございます。

戻りますが、あるけれども使えない権利、電気洗濯機とか冷蔵庫とかそんなものであれば、あるけれども使えないということでよろしいでしょう。しかしながら、権利というもの、自衛権というものは、権利ですか、それとも宥恕ですか、どっちですか。

○大森政輔内閣法制局長官 ただいまのお尋ね、権利なのか宥恕なのかという選択的なお尋ねでございますが、あるいはそれに対して国がなし得る、なすことができるという意味では機能であろうというお答えが、一番事柄の本質にふさわしいのではなかろうかと思います。

宥恕というのは、許容と言葉をかえて考えればいいのかもしれません、要するに、国として国際法あるいは国内法、国を規律する法律に違反しない、違反という評価を受けない地位を有するのかどうかということであろうかと思います。

ついでに、先ほどのことについて一点だけちょっとこの機会にお答えをさせていただきた
いと思います。

そもそも、法解釈というのは変更が不可能なのかどうかということについて、それは不可
能であるということを申し上げてきたつもりはございません。法解釈の変更があり得ること
は、これは裁判所大法廷判決による判例の変更というものが制度としてもちろん予定され、
現実にも行われ、その前提としては法解釈の変更を伴う場合が多々あろうかと思います。

ただ、私が法解釈の変更は困難であると申しましたのは、特に9条に関する政府の解釈と
申しますのは、憲法の基本理念の一つである平和主義という国的基本的なあり方に係るもの
でありまして、長年の議論の積み重ねによって確定し、定着している考え方、解釈というも
のを、政策上の必要性によって変更するということは困難ではないかということを申し上
げたわけでございます。

⑯第145回・平成11年5月20日・参議院・日米防衛協力のための指針に関する特別委員会・
第9号（その1）13頁（甲A74）

○寺崎昭久（民主党） 武力の行使と一体化するかしないかというのがこの法案でも大変焦点
になっているわけでありますけれども、それは結局のところ、集団的自衛権の行使は憲法上
許されないという解釈を前提にしているから武力の行使云々という話が焦点になるんだろう
と思うんです。

ただ、この集団的自衛権、私は今すぐ認めるとかそういう話をしているわけではありませんが、少し整理しておかないと大変誤解を招いている部分があるのではないかというように
感じているわけです。

例えば、先ほども引用しましたけれども、東京大学の田中教授はこんなことをおっしゃって
おります。

集団的自衛権の行使違憲という解釈は、昭和29年に自衛隊を合憲とするために行った、
自衛のための必要最小限度の範囲の軍事力であれば憲法は禁じていない、そういう解釈を守
り抜くために、あえて集団的自衛権というのと個別的自衛権を峻別したのではないかということを指摘されております。

このことを称して田中教授は知的アクロバットだということをおっしゃっているわけであ
りますけれども、自衛隊合憲論を守るために編み出された区別だという見方は当たっている
のかどうか、法制局長官。

○大森政輔内閣法制局長官 事前にただいま引用されました文献に目を通してみたんですが、
知的アクロバットというのは当たらないのではなかろうかと思うわけでございます。

要するに、憲法9条は、一見いたしますと、「國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は
武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」、「前項の目的を
達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。」
と、あたかも一般的な否定の觀を呈しているわけですが、こういう憲法9条のもとでも自衛
権というものは否定していないんだということが昭和29年のあの見解であるわけでございます。

すなわち、日本国は独立主権国として自国の安全を放棄しているわけではない。それは、

憲法上も平和的生存権を確認している前文の規定とか、あるいは国民の生命、自由あるいは幸福追求に対する権利を最大限度尊重すべき旨を規定している憲法13条の規定等を踏まえて憲法9条というものをもう一度見てみると、これはやはり我が国に対して外国から直接に急迫不正の侵害があった場合に、日本が国家として国民の権利を守るための必要最小限の実力行使までも認めないというものではないはずである。これが自衛権を認める現行憲法下においても自衛権は否定されていないという見解をとる理由であります。

これがひいては、集団的自衛権を否定する理由にもなるわけでございまして、しかしながら集団的自衛権の行使というものは、他国に対する武力攻撃があった場合に、我が国自身が攻撃されていないにもかかわらず、すなわち我が国への侵害がない場合でも我が国が武力をもって他国に加えられた侵害を排除することに参加する、これが集団的自衛権の実質的な内容でございますので、先ほど申しました憲法9条は主権国家固有の自衛権は否定していないはずであるという理由づけからいたしますと、そういう集団的自衛権までも憲法が認めているという結論には至らないはずである。

したがいまして、先ほど御指摘になりました文献がコメントしているようなそういう自衛隊合憲論を守り通すために集団的自衛権を否定しているんだというものではございませんで、自衛隊は合憲である、しかし必然的な結果といいますか、同じ理由によって集団的自衛権は認められないんだということ、そういうふうに考えているわけでございます。

○寺崎 私は、今の解釈の延長線上に海外派兵をすることが集団的自衛権であるというような誤解を国民に植えつけたんではないかというように思います。

というのは、国を守るために自衛力を持つことはいい、それ以上はオーバーで憲法が許さない、こういうことはいいんですが、それでは国を守るためにどれだけの自衛力を持つのがいいのか。それから、集団的自衛権といった場合には、どこの国に対してどこの国と共同して対処するのか。つまり、そういう自衛力なり軍事力なりのレベルを全く示さずに、我が国が攻められていないにもかかわらず云々という権利で答えているわけです。レベルを聞いているのに権利で、必要最小限度の範囲というのはどの程度ですかということに一向に答えていないと思うんです。

改めてお伺いしますが、必要最小限度の軍事力ないしは自衛力というのは、どう考えたらいいんですか。海外へ出せるような権利だなんという、そういう答えはやめてください。

○野呂田防衛庁長官 憲法第9条は、我が国が主権国家として有する固有の自衛権を否定しておらず、この自衛権の行使を裏づける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは同条第2項によって禁じられてはいないということは、先ほど来、法制局長官とのやりとりで出たところであります。そしてまた、それが政府の伝統的な解釈であります。

また、このような自衛のための必要最小限度の実力、すなわち自衛力の具体的な限度につきましては、その時々の国際情勢とか軍事技術の水準等により変わり得る相対的な面を有しているものだと思います。そういう面を否定し得ないものであろうということも從来から一貫して申し述べてきたところでございます。

自衛力の具体的な限度を数量的に示すことは非常に困難であります。もっとも、性能上専ら他国の国土の壊滅的破壊のためにのみ用いられるような兵器、例えばICBMとか長距離戦略爆撃機等でございますが、そういう性能上専ら他国の国土の壊滅的破壊のために用いら

れる兵器についてはいかなる場合においてもこれを保持することが許されないのは言うまでもない、こういうふうに私どもは累次御説明申し上げているところでございます。

○大森 その必要最小限度という数量的な問題は今、防衛庁長官からお話しになりました、それについては特に申し上げることは無いわけでございますが、いわゆるその集団的自衛権の行使を否定するための文言として、我が国を防衛するため必要最小限度のものを超えるからという、そういう説明のどこが重要事項なのかと。これは、必要最小限度という数量を超えるからだというよりも、我が国を防衛するためのというその目的を超えるからなんだというところにウエートがかかる問題ではなかろうかと。実は私は、そういうふうに説明しながらそういうつもりで答えておりるわけでございます。

すなわち、自国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃を実力で阻止する、しかし我が国に対する攻撃がないのにということでございまして、そういう場合には集団的自衛権の行使というのは、我が国に対する攻撃がないのに他国に対する攻撃を実力で阻止するわけでございますから、これは我が国を防衛するためという目的性において欠けるところがあると。

したがって、あわせて読んでいただきたい、単に数量的に超えるからだという問題ではないんだということを御理解いただきたいと思います。

○大森 お尋ねの観点と申しますのは、私の立場からお答えするのが適當かどうか疑問に思うわけでもあります、要するに、思いますに、国の守り方というのは現実の憲法を離れてはいろいろあろうかと思います。

確かに、集団的自衛権の行使まで認めて、委員の言葉をかりますならば攻守同盟を結ぶというのもより徹底した安全性の高い守り方かもしれません、やはり日本国憲法は9条において世界にも類を見ない徹底した平和主義をとっているわけでございます。

そのもとでお自衛のための実力組織を保有するということを理由づけるためには、やはり個別的自衛権までしか理由づけることが困難ではないかというのが私どもの考え方のある背景といいますか、先輩が築き上げてきた考え方の裏にある考え方ではなかろうか、これは私が個人的に思っているところでございます。

⑯第151回・平成13年5月9日・衆議院・本会議・28号9頁(甲A75)

○小泉純一郎内閣総理大臣 …日米安保関係と集団的自衛権に関するお尋ねです。

政府としては、御指摘のとおり、日米安保関係を機能的、効率的に運営していくとの観点から、これまで、新たな日米防衛協力のための指針の策定、その実効性確保のための法整備等を通じ、日米安保体制の信頼性の向上に取り組んできております。今後とも、日米安保体制の信頼性の一層の向上のため努力していくつもりであります。

集団的自衛権については、政府は、従来から、我が国が国際法上集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上当然であるが、憲法第9条のもとにおいて許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しております、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えております。

憲法は我が国の法秩序の根幹であり、特に憲法第9条については過去50年余にわたる国会での議論の積み重ねがあるので、その解釈の変更については十分に慎重でなければならぬ

いと考えております。他方、憲法に関する問題について、世の中の変化も踏まえつつ、幅広い議論が行われることが重要であり、集団的自衛権の問題についてさまざまな角度から研究してもいいのではないかと思います。

⑧第151回・平成13年7月10日・答弁第136号・衆議院議員土井たか子君提出ミサイル防衛構想、集団的自衛権に関する質問に対する答弁書（甲A76）
二について

政府は、従来から、我が国が国際法上集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上当然であるが、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えてきている。

憲法は我が国の法秩序の根幹であり、特に憲法第9条については過去50年余にわたる国会での議論の積み重ねがあるので、その解釈の変更については十分に慎重でなければならないと考える。

他方、憲法に関する問題について、世の中の変化も踏まえつつ、幅広い議論が行われることは重要であり、集団的自衛権の問題について、様々な角度から研究してもいいのではないかと考えている。

集団的自衛権の問題に関し、どのような研究を行っていくかについては、国会等での議論をも十分に踏まえながら、今後検討していきたいと考える。

⑨第154回・平成14年5月9日・衆議院・武力攻撃事態への対処に関する特別委員会・5号5頁（甲A77）

○小泉純一郎内閣総理大臣　憲法の解釈についても、人それぞれによって全く違う。集団的自衛権の解釈においても、現行憲法の中におきましても集団自衛権は認められているけれども、保有しているけれども、行使してはならない、行使できないというのが今の解釈の積み重ねでそういう議論になっているわけでございます。

しかし、いろいろな科学技術といいますか兵器の進歩によって、どれが、どういう場合が集団的自衛権に当たるのか、個別的自衛権に当たるのかというの、その時々の態様によって、見方によって、また人によって解釈が違ってくる。そういう点の議論というのは私は妨げないということを言っているんです。

いろいろな議論が我が党内においても行われております。それは結構だ、さまざまな角度から研究してもいいのではないかということを言っているのであって、私は、特別に機関を設けてとか委託してとか、そういうことじゃないんです。党内でも自由に議論してくださいということを私は申し上げているつもりでございます。

⑩第156回 平成15年3月21日・参議院・本会議・12号9頁（甲A78）

○小泉純一郎内閣総理大臣（中略）

集団的自衛権の行使について検討すべきとの御指摘であります。

検討は結構であります。歓迎いたします。集団的自衛権とは、自国と密接な関係にある外

国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず実力をもって阻止する権利と解されています。我が国がこのような集団的自衛権行使することは、憲法第9条の下で許容されている必要最小限度の実力行使の範囲を超えると許されないと考えております。
将来に向かって政策論として議論するのは結構ですが、集団的自衛権に関し小泉内閣の見解を変更することは考えておりません。

②第156回・平成15年6月2日・参議院・武力攻撃事態への対処に関する特別委員会・9号
(その1) 12頁(甲A79)

○宮崎礼壹内閣法制局第一部長 お答えいたします。

憲法第9条は、第1項におきまして、「國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と規定しております、さらに、同条第2項は、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。」と規定しております。

解釈論といたしましてはここから出発するしかないわけでございます。この文理だけから見ますと、一見いたしますと、我が国による実力の行使は一切禁じられているように見えます。

しかしながら、憲法前文で確認しております日本国民の平和的生存権や、憲法13条が生命、自由、幸福追求に対する国民の権利を国政上尊重すべきこととしている趣旨を踏まえて考えますと、憲法9条は、外国からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされているような場合に、これを排除するために必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁じていないというふうに解されるところであります。

すなわち、先ほど述べました憲法9条の文言にもかかわらず自衛権の発動として我が国が武力を行使することができる、認められるのは、当該武力の行使が、外国の武力攻撃によって国民の生命や身体あるいは権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処して國と國民を守るためにやむを得ない措置であるからだというふうに考えられるわけであります。

ところで、お尋ねの集団的自衛権は、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず実力をもって阻止する権利というふうに解されております。

このように、集団的自衛権は、我が国に対する急迫不正の侵害に対処する、直接対処するものではございませんで、他国に加えられた武力攻撃を武力で阻止することを内容とするものでありますので、先ほど述べましたような個別的自衛権の場合と異なりまして、憲法第9条の下でその行使が許容されるという根拠を見いだすことができないというふうに考えられるところでございます。

○宮崎 ただいまも申し上げましたけれども、憲法第9条の文言から出てまいります自衛権の行使といいますのは、自分の国が直接武力攻撃にさらされた場合における個別的自衛権の行使が限度であって、集団的自衛権を現行憲法の解釈の下で認める根拠は見いだすことができないと考えているところでございます。

②第156回・平成15年7月15日・答弁119号・衆議院議員伊藤英成君提出内閣法制局の

権限と自衛権についての解釈に関する質問に対する答弁書（甲A80）

二の1及び4のアについて

国際法上、一般に、「個別的自衛権」とは、自国に対する武力攻撃を実力をもって阻止する権利をいい、他方、「集団的自衛権」とは、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自國が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利をいうと解されている。

このように、両者は、自國に対し発生した武力攻撃に対処するものであるかどうかという点において、明確に区別されるものであると考えている。

「自衛権」については、その用いられる文脈により、個別的自衛権と集団的自衛権の両者を包括する概念として用いられる場合もあれば、専ら個別的自衛権のみを指して用いられる場合もあると承知している。

②第156回・平成15年7月25日・参議院・外交防衛委員会・19号14頁（甲A81）

○小泉純一郎内閣総理大臣 まず後の質問ですが、集団的自衛権、私は集団的自衛権を認めるとしたらば憲法は改正した方がいいと思っております。憲法を改正しないで集団自衛権、これまで積み重ねてきた政府解釈を変えるということは小泉内閣ではするつもりありません、これがます。

それと、恒久法の問題、いろんな議論が与党からも野党からも出ております。今後、十分時間を掛けて議論しなきやならない問題だと思いますが、これも国連決議があれば武力行使に参加してもいいじゃないかという議論もありますが、私は、恒久法を考える場合、じっくり時間を掛けていろんな意見を聞きますが、恒久法の場合でも、国連の決議があっても、日本は武力行使に参加すべしという議論がありますが、そこまでは私は難しいのではないかと思っています、この段階でですね。

こうなりますと、当然憲法の改正論議に踏み込んできます。だから、これから、今後の恒久法をめぐる議論の中で、じゃ、現行憲法のままで恒久法を制定するのか、いろいろ議論の末にやはり憲法を改正すべしという議論も出てくると思います。そういう状況をよく見極めて、恒久法を議論する場合には、理念の問題、現行憲法の問題、それから国連決議の問題、集団的自衛権の問題、いろんな議論が出てきますから、そういう議論を積み重ねて判断すればいい問題ではないかと思います。

○小泉 いや、恒久法の問題は、現行憲法の中で議論していこうという問題だと思っています。その中の議論ではいろいろ憲法改正論議も出てくるということは否定しないということですが、集団的自衛権を、集団的自衛権の行使を認めろということだったらば、私は現行憲法を改正すべきだということを言っております。

②第159回・平成16年1月26日・衆議院・予算委員会・2号4頁（甲A82）

○小泉純一郎内閣総理大臣 憲法制定以後50年以上経過していますと、やはり当時の、制定時の解釈と時代の変化があります。考え方、受けとめ方、それぞれ変わってくるのも自然なことだと思っております。

当時、自衛隊そのものすら憲法違反であるという考え方がありました、現在、自衛隊までが憲法違反であるという方は極めて少なくなっているのではないでしょうか。また、

自衛隊が海外に出て活動をするということも憲法違反であるという考え方もございました。しかし、現在では、平和維持活動、いわゆるPKO活動においては、これは合憲であるという考え方が多くなってきているのではないかでしょうか。いわば、憲法の解釈におきましても、時代の変遷につれ、また国際情勢の変化について、考え方が変わってきている面も多々あると思います。

そういう中で、集団的自衛権の問題ですが、これは憲法の中でも、個別、集団問わず、自衛権は認められているというのは、私は大方の考え方だと思っております。そういう中で、集団的自衛権の行使は認めないというのが歴代日本政府の考え方でもあります。

そういうことも踏まえながら、憲法の解釈をどう変えていくかということは、今までの論議の積み重ねもよく検討しなきやいけない、時代の変遷も見きわめなきやいけないということで、集団的自衛権の解釈をめぐってどうあるべきかという議論は大いにして結構だと思います。

しかしながら、私は、今までの積み重ねてきた国会の議論、歴代政府の考え方を小泉内閣においては尊重していきたいと思っております。

- 安倍晋三委員（自由民主党）　この集団的自衛権というのは、国際法上の概念であります。国連憲章の第51条に次のようにあります。途中、はしりますが、51条には、「この憲章のいかなる規定も、」「個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。」こう書いてあります。集団的自衛権を固有の権利、つまり自然権でもあるわけありますが、この権利を有しているということは、サンフランシスコ条約の第5条にも、そして日米安全保障条約の前文にも、さらには日ソ共同宣言の3の第2段にも、しっかりと明記されているわけであります。

ですから、国際法上は間違いないこの権利を有している、そして、条約の中でも日本はこれがあるということをまさに世界に向けて宣言していると言ってもいいんだろう、こう思います。

ですから、今まで内閣の答弁は確かに変化をしてきたわけですが、今確定しているのは81年の政府答弁ですが、81年の政府答弁にはこうあります。「わが国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、」これはもう当然そうであるということをはっきりと認めているわけであります。

しかし、少しあかりにくくなるのはその次からであります。「憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。」つまり、国際法上は持っているけれども、憲法上それは行使できないということを言っているわけでございます。

そこで、どうしても聞いてみたいくなるのは、国際法上権利を有しているのであれば、我が国は国際法上それを行使することができるのかどうか。憲法上行使できないということは言っているけれども、では、憲法上その権利を有しているのかどうか。

さらにはまた、これは「研究してみる余地」ということにもつながってくると思うんですが、「わが国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものである」、こういうふうにありますが、「範囲にとどまるべき」というのは、これは数量的な概念を示しているわけで

ありまして、絶対にだめだ、こう言っているわけではないわけであります。とすると、論理的には、この範囲の中に入る集団的自衛権の行使というものが考えられるかどうか。

その点について、法制局にお伺いをしたいというふうに思います。

○秋山收内閣法制局長官 集団的自衛権と憲法第9条の問題でございますが、お尋ねにございましたように、我が国が主権国家である以上、国際法上は集団的自衛権を有していることは当然でございますが、国家が国際法上、ある権利を有しているとしましても、憲法その他の国内法によりその権利の行使を制限することはあり得ることでございまして、国際法上の義務を国内法において履行しない場合とは異なり、国際法と国内法との間の矛盾抵触の問題が生ずるわけではございませんで、法律論としては特段問題があることではございません。

それで、政府は、従来から、その9条の文理に照らしますと、我が国による武力の行使は一切できないようにも読める憲法9条のもとでもなお、外国からの武力攻撃によって国民の生命身体が危険にさらされるような場合に、これを排除するために武力を行使することまでは禁止されませんが、集団的自衛権は、我が国に対する急迫不正の侵害に対処するものではなく、他の外国に加えられた武力行使を実力で阻止することを内容とするものでありますから、憲法9条のもとではこれの行使は認められないと解しているところでございます。

それで、我が国は憲法上集団的自衛権を有しているかどうかというお尋ねにつきましては、ただいま御説明しましたとおりの理由から、我が国が憲法上集団的自衛権を行使できない以上、これを持っているかどうかというのはいわば観念的な議論でございまして、また、憲法は集団的自衛権の保有それ自体について言及しているものでもございません。それで、従来から、集団的自衛権につきましては、憲法上行使できず、その意味において、保有していないと言っても結論的には同じであると説明しているところでございます。

なお、あくまで論理の問題として申し上げれば、国際法上は、集団的自衛権を我が国が行使したといたしましても、これは国際法上違法になるということではございませんが、憲法9条のもとでそのような事態は想定できないところでございます。

それから、御質問の後段の、憲法解釈において政府が示している、必要最小限度を超えるか超えないかというのは、いわば数量的な概念なので、それを超えるものであっても、我が国の防衛のために必要な場合にはそれを行使することというのも解釈の余地があり得るのではないかという御質問でございますが、憲法9条は、戦争、武力の行使などを放棄し、戦力の不保持及び交戦権の否認を定めていますが、政府は、同条は我が国が主権国として持つ自国防衛の権利までも否定する趣旨のものではなく、自衛のための必要最小限度の実力を保有し行使することは認めていると考えておるわけでございます。

その上で、憲法9条のもとで許される自衛のための必要最小限度の実力の行使につきまして、いわゆる三要件を申しております。我が国に対する武力攻撃が発生したこと、この場合にこれを排除するために他に適当な手段がないこと、それから、実力行使の程度が必要限度にとどまるべきことというふうに申し上げているわけでございます。

お尋ねの集団的自衛権と申しますのは、先ほど述べましたように、我が国に対する武力攻撃が発生していないにもかかわらず外国のために実力を行使するものであります、ただいま申し上げました自衛権行使の第一要件、すなわち、我が国に対する武力攻撃が発生したこ